令和元年６月２５日開催

新庄市農業委員会第２５回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和元年６月）議事録

１．開催日時　　令和元年６月２５日（火）午前１０時００分

２．開催場所　　新庄農業基盤管理センター

３．出席委員（１９名）

１番　浅沼　玲子	２番　今田　則雄
３番　丹　　茂	４番　星川　吉和
５番　海藤　芳正	６番　笹　　行也
７番　鶴巻　浩美	８番　間　　真一
９番　須田　雄二	１０番　髙橋　敏行
１１番　齋藤　謙二	１２番　清水　哲夫
１３番　佐藤　啓右	１４番　下山　秀一
１５番　星川　豊	１６番　三原　康志
１７番　佐藤　喜代志	１８番　指村　貞芳
１９番　森　　良一	

４．欠席した委員（０名）

５．議事日程

日程第　１　議事録署名委員及び会議書記指名
日程第　２　議案第　９７　号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程第　３　議案第　９８　号　農地法第５条の規定による許可申請について
日程第　４　議案第　９９　号　農用地利用集積計画について
日程第　５　議案第１００号　平成３０年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
日程第　６　議案第１０１号　令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
日程第　７　報告第　７４　号　農地法第３条の３第１項の規程による届出について
日程第　８　報告第　７５　号　農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

６．出席した事務局職員

局　　長	津藤　隆浩	主　　査	早坂　和弥
主　　任	三宅　大輔	主　　事	長南　友紀

７．総会議長

浅沼　玲子

８．会議の概要

○議長

ただいまより、令和元年度新庄市農業委員会第２５回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は１９名であります。欠席通告者はありません。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会法第２７条第３項の規定により、第２５回総会が成立していることをご宣告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第１、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　ご異議ないようですので、議事録署名委員に１１番齋藤謙二委員と１４番下山秀一委員の両名にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の三宅大輔君と長南友紀君を指名いたします。以上で日程第１を終わります。
　次に日程第２、議案第９７号農地法第３条の規定による許可申請についてを上程します。ここで、齋藤謙二委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第３１条の規定により、退席いたします。暫時休憩いたします。

＜「齋藤謙二委員」退席＞

○議長
　休憩を解いて再開いたします。
　それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　議案第９７号農地法第３条の規定による許可申請につきまして、新庄地区１件、萩野地区１件の計２件を議案書に基づきご提案申し上げます。
　（議案書を朗読し、申請内容を説明。）
　なお、農地法第３条第２項各号の審査基準には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長
　ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区１番について調査報告をお願いします。

○１６番
　議案第９７号農地法第３条の規定による許可申請について、新庄地区１番。６月１９日に調査確認しました。経営移譲年金受給の為の同一世帯の再設定であり、問題ありませんでしたので、宜しくお願いします。

○議長
　それでは、次に萩野地区１番について調査報告をお願いします。

○４番
　萩野地区１番。６月１９日に調査確認しました。経営移譲年金受給の為の同一世帯であり、再設定でありますので問題なしと考えます。お願いします。

○議長
　ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第９７号農地法第３条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第９７号農地法第３条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。ここで、退席委員の入場を認めます。暫時休憩します。

＜「齋藤謙二委員」着席＞

○議長
　休憩を解いて再開します。
　次に日程第３、議案第９８号農地法第５条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　議案第９８号農地法第５条の規定による許可申請について、萩野地区１件を議案書に基づきご提案申し上げます。
　（議案書を朗読し、変更内容を説明）
　ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長
　はい。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果についてご報告をお願いします。それでは萩野地区１番について調査報告をお願いします。

○１１番
　議案第９８号農地法第５条の規定による許可申請について、６月１９日に調査確認しました。砂利採取の為の一時転用、平成３０年８月の総会で承認された６，０５３㎡の残りを今年度中に申請したという事です。○○さんの娘さんが高壇砕石に勤めております。泉

田川土地改良区さんにお願いして掘削深も厳守、それから点検もお願いしております。問題無いと思いますので、宜しくお願いします。

○議長
　ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第９８号農地法第５条の規定による許可申請については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　はい、異議なしと認めます。よって、議案第９８号農地法第５条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長
　次に日程第４、議案第９９号農用地利用集積計画についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　議案第９９号農用地利用集積計画について、新庄地区１番から八向地区１番までの３件を議案書に基づきご提案いたします。
　（議案書を朗読し、計画内容を説明）
　ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長
　はいご苦労様でした。それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった、賃借権設定２件、所有権移転１件について質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　ないようですので、それではお諮りいたします。議案第９９号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
異議なしと認めます。よって、議案第９９号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決決定されました。

○議長
次に日程第５、議案第１００号平成３０年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてを上程いたします。
それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
議案第１００号平成３０年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、議案書別冊に基づき朗読しご提案申し上げます。
（議案書を朗読し、申請内容を説明）
以上、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長
はい、ご苦労様でした。それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった平成３０年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第１００号平成３０年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第１００号平成３０年度の目標及びその達成向けた活動の点検・評価（案）については原案のとおり可決決定されました。

○議長
次に、日程第６、議案第１０１号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを上程いたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　議案第１０１号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、議案書別冊に基づきご説明申し上げます。
　（議案書を朗読し、申請内容を説明）
　以上、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長
　はい、ご苦労様でした。それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第１０１号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第１０１号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については原案のとおり可決決定されました。

○議長
　それでは報告案件に入ります。
　日程第７、報告第７４号農地法第３条の３第１項の規定による届出についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局
　報告第７４号農地法第３条の３第１項の規定による届出につきまして、新庄地区１番から八向地区４番までの１０件を議案書に基づきご報告いたします。
（議案書を朗読し、報告内容を説明）

○議長
　はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第７４号農地法第３条の３第１項の規定による届出について、質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。よって、報告第７４号農地法第３条の３第１項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

○議長
　次に日程第８、報告第７５号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　報告第７５号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、新庄地区１番から稲舟地区１番までの３件を議案書に基づきご報告申し上げます。
　（議案書を朗読し、報告内容を説明）

○議長
　はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第７５号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。よって、報告第７５号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案の通り可決承認されました。

　以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。
　これにて、新庄市農業委員会第２５回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第１８条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和元年６月２５日

新庄市農業委員会

議事録署名委員　　齋藤　謙二

議事録署名委員　　下山　秀一